

報告第5号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和4年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の
専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された
損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定に
より報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区上高井戸 一丁目在住 個人	事故日：令和3年7月4日 場 所：上高井戸区民集会所 ・東京都議会議員選挙の投票所に仮 設された手すりがないスロープを下 りる際、足を踏み外し、転倒して左 大腿骨を骨折した。 (選挙管理委員会事務局)	1,666,102円
			令和3年12月23日